第4章

大気環境の状況

1. 現 況

大気環境監視網については、一般大気監視局として市内8カ所に監視局舎を設置し大気環境の監視を行っている。

平成29年度の一般環境大気監視局(8監視局)の監視結果概要は次に示すとおりである。

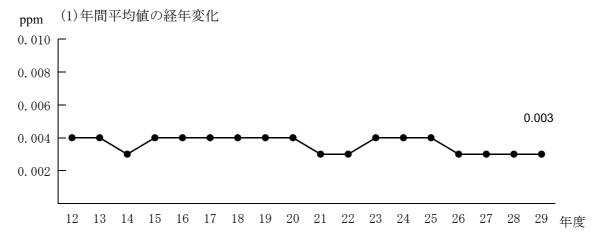
(1) 硫黄酸化物(二酸化硫黄)

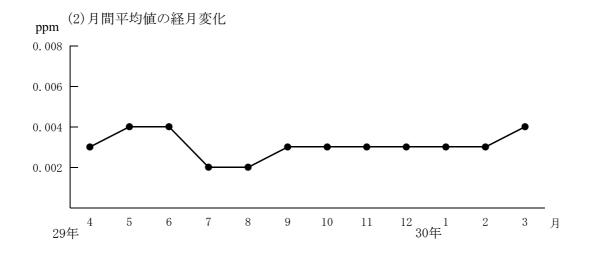
二酸化硫黄については、導電率法及び紫外線蛍光法により測定しており、濃度の経年変化を年間平均値でみると、昭和47年度の0.027ppmをピークに減少しており、昭和60年度以降0.003~0.005ppmの低濃度で推移している。

平成29年度の年間平均値(8地点平均)は、0.003ppmとなっている。季節的、地域的に有意な較差は認められない。

また、二酸化硫黄の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること」であるが、表4-1-1にも示すとおり全ての地点において適合している状況である。

図4-1-1 二酸化硫黄濃度





(3) 測定地点別年間平均値・日平均値及び1時間値最高値

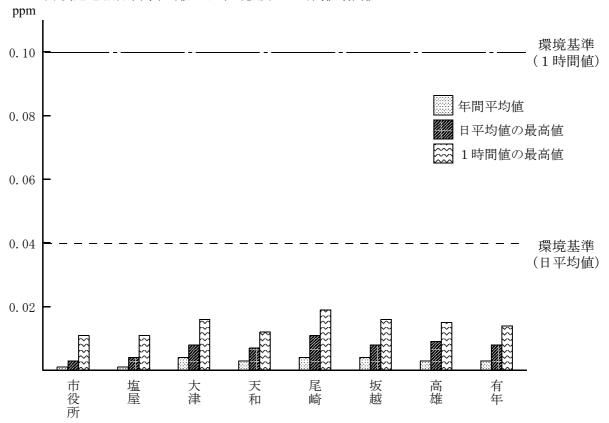


表4-1-1 二酸化硫黄濃度に係る環境基準の達成状況

測定局	用途地域	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が0 た時間数とる	.1ppmを超え その割合	目平均値が0 えた目数とる		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値		が0.04ppmを超 2日以上連続 の有無	環境基準の長期的評価 による日平均値が 0.04ppmを超えた日数
		日	時間	ppm	時間	%	Ħ	%	ppm	ppm	有×	· 無○	日
市役所	商業	362	8671	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003		0	0
塩 屋	1種中高層住専	362	8674	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003		0	0
尾崎	1種中高層住専	365	8745	0.004	0	0.0	0	0.0	0.019	0.008		0	0
天 和	工事	364	8736	0.003	0	0.0	0	0.0	0.012	0.005		0	0
坂 越	1種住居	364	8746	0.004	0	0.0	0	0.0	0.016	0.007		0	0
大 津	市街化調整	364	8747	0.004	0	0.0	0	0.0	0.016	0.007		0	0
有 年	市街化調整	365	8748	0.003	0	0.0	0	0.0	0.014	0.007		0	0
高 雄	市街化調整	365	8747	0.003	0	0.0	0	0.0	0.015	0.006		0	0

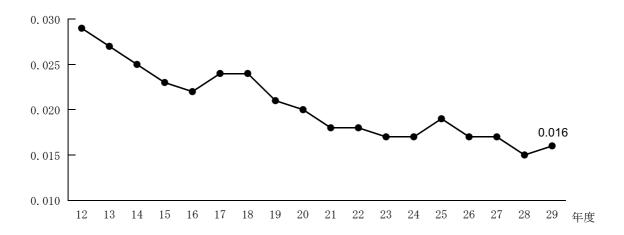
(2) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質についてはベータ線吸収法により測定を行っているが、平成29年度の年間平均値(8地点平均)は、 $0.016 \, \mathrm{mg/m}^3$ であり、図4-1-2に示すとおり前年度と同程度の値となっている。月間平均値においては、5月、7月、8月にやや高い傾向がみられた。

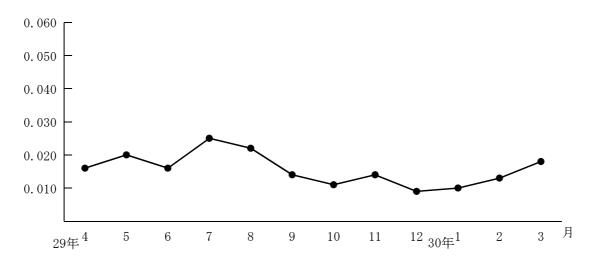
また、浮遊粒子状物質に係る環境基準は、「1時間値の1日平均が $0.10 \, \text{mg/m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20 \, \text{mg/m}^3$ 以下であること」であるが、適合率については表4-1-2に示すとおり1時間値の1日平均、1時間値ともに100%となっている。

浮遊粒子状物質には、発生源から直接大気中に放出される一次粒子と硫黄酸化物・窒素酸化物等のガス状物質が大気中で粒子状物質に変化する二次生成粒子があり、一次粒子の発生源には工場などから排出されるばいじんやディーゼル排気粒子等の人的発生源と黄砂や土壌の巻き上げ等の自然発生源がある。

図 4-1-2 浮遊粒子状物質濃度 mg/m^3 (1)年間平均値の経年変化



mg/m³ (2)月間平均値の経月変化



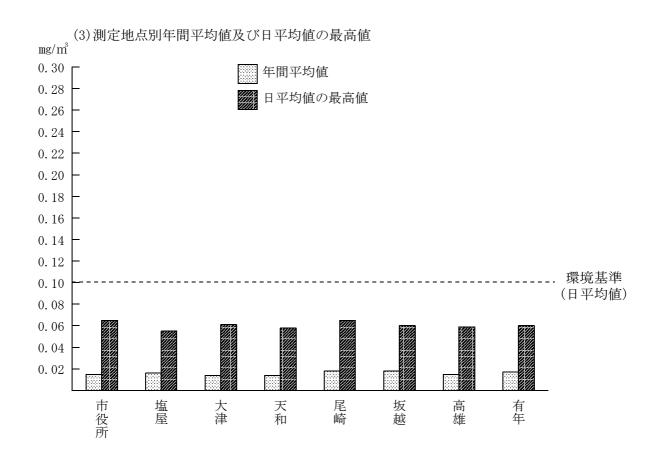


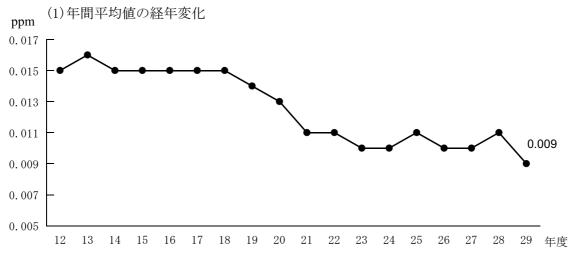
表4-1-2 浮遊粒子状物質濃度に係る環境基準の達成状況

測定局	用途地域	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が0えた時間数と	. 20mg/m ³ を超 こその割合	日平均値が0 超えた日数 と		1時間値の 最高値	90/12分ん荷	日平均値が0.10m 超えた日が2日 続したことの有	グエ圧	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超 えた日数
		日	時間	mg/m^3	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m^3	有×·	無〇	В
市役所	商業	325	7801	0.015	0	0.0	0	0.0	0. 125	0.048	0		0
塩 屋	1種中高層住専	363	8736	0.016	0	0.0	0	0.0	0.100	0.044	0		0
尾崎	1種中高層住専	365	8736	0.018	0	0.0	0	0.0	0.131	0.049	0		0
天 和	工	363	8719	0.014	0	0.0	0	0.0	0.093	0.040	0		0
坂 越	1種住居	363	8718	0.018	0	0.0	0	0.0	0.101	0.045	0		0
大 津	市街化調整	364	8737	0.014	0	0.0	0	0.0	0.126	0.041	0		0
有 年	市街化調整	361	8668	0.017	0	0.0	0	0.0	0.106	0.043	0		0
高 雄	市街化調整	365	8725	0.015	0	0.0	0	0.0	0.116	0.040	0		0

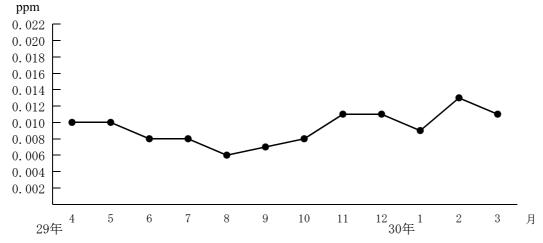
(3) 窒素酸化物(二酸化窒素)

二酸化窒素についてはザルツマン法により測定を行っており、平成29年度の年間平均値 (8地点平均)は、0.009ppmであり、図4-1-3に示すとおり近年同程度の濃度で推移している。季節的には冬期から春期がやや高くなっている。二酸化窒素の環境基準「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること」については、表4-1-3に示すとおり全ての地点において適合している。

図4-1-3 二酸化窒素濃度







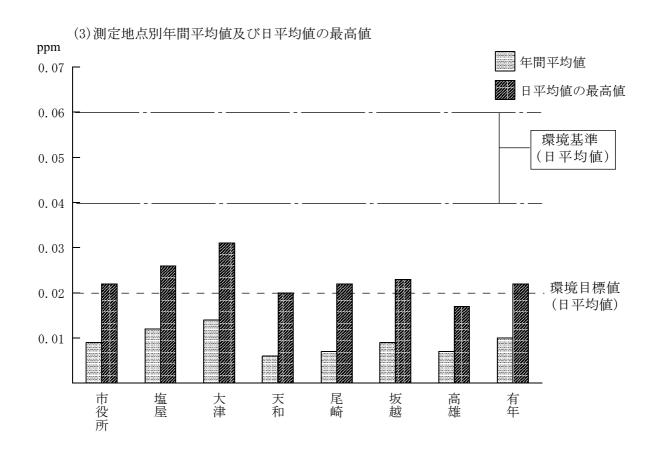


表4-1-3 二酸化窒素濃度に係る環境基準の達成状況

測定局	用途地域	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	1 時間値 を超えた その		1 時間値が 0. 2ppm以下 その	の時間数と	日平均値/ を超えた その	た日数と	以上0.06	が0.04ppm ppm以下の その割合	日平均値の 年間98%値	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数
		B	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	E	%	E	%	ppm	F
市役所	商 業	361	8654	0.009	0. 039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
塩 屋	1種中高層住専	362	8670	0.012	0.061	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0. 025	0
尾崎	1種中高層住専	363	8708	0.007	0.041	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
天 和	工	364	8740	0.006	0.038	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0
坂 越	1種住居	365	8743	0.009	0.045	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0. 022	0
大 津	市街化調整	361	8682	0.014	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0. 027	0
有 年	市街化調整	363	8711	0.010	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
高 雄	市街化調整	365	8742	0.007	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0

(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントについては、市内 2 地点において測定(吸光光度法)しているが、 2 地点の年間平均値(昼間測定時間平均)は、 $0.035 \, \mathrm{ppm}$ となっている。光化学オキシダントについては、午前 6 時から午後 8 時の時間帯について評価することとされており、 環境基準「1 時間値が $0.06 \, \mathrm{ppm}$ 以下であること」については、表 4-1-5 に示すとおり、適合率は $8.7.5\% \sim 9.1.6\%$ となっている。

なお、本市における光化学オキシダント予報等は、市役所局のデータに基づき発令されることとなっている。過去10年間の状況は表4-1-4に示すとおりであり、平成27年8月に予報及び注意報が1回発令された。

表4-1-4 光化学オキシダント発生状況の経年推移

(測定局:市役所)

年度	2	0	2	1	2	2	2	3	2	4	2	5	2	6	2	7	2	8	2	9
月	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
5	0	О	0	О	0	0	0	0	0	0	0	О	0	0	0	О	О	О	0	0
6	0	0	0	0	0	О	0	0	0	О	0	0	0	О	0	О	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	О	0	0	0	0
最高濃度		131 pm	0. I	111 pm	0.]	132 ppm	0.]	106 ppm	0.	115 ppm	0.]	120 ppm	0.]	107 ppm	0.]	135 ppm		118 ppm	0.]	110 ppm

表4-1-5 オキシダント濃度に係る環境基準の達成状況

測定局	用途地域	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の1時間値	昼間の15 0.06ppmを 数と時間	超えた日	昼間の1時 0.12ppm以 日数と時間	上の		昼間の日最高 1 時間 値の年平均値
		目	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
市役所	商 業	357	5420	0.037	125	677	0	0	0.110	0.054
有 年	市街化調整	359	5415	0.032	98	456	0	0	0. 103	0.050

(5) 降下ばいじん

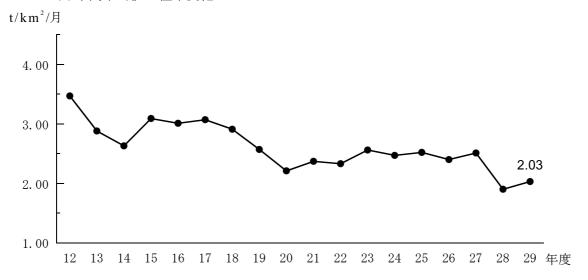
降下ばいじんについては、市内 1 0 地点においてデポジットゲージ法により測定を行っている。降下ばいじん量の推移についてみると、平成 2 9 年度は市内平均 2 .0 3 t/Km²/月と前年度と比べ増加している。図 4-1-4 に示す年平均値の経年変化のとおり 3 t/Km²/月以下で推移している。

なお、降下ばいじん中の総量に対する不溶解性物質の比率を年平均でみると、全測定地点において50%以下となっている。(表4-1-8, 9 参照)

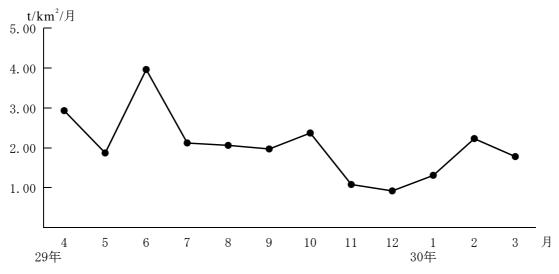
なお、降下ばいじんに係る本市の環境目標値「月間値の年間平均値が $5 \, t/Km^2/$ 月以下であり、かつ、月間値が $1 \, 0 \, t/Km^2/$ 月以下であること」については、全ての測定地点で適合している状況である。(表 4-1-7 参照)

今後とも良好な環境を維持するために工場に対する集じん対策の推進や発じん防止措置の徹底、集じん装置等の適正な維持管理、砕石作業場の粉じん対策の強化、採石場内での散水徹底、採石跡地の早期緑化等粉じん防止対策等について引き続き指導を行う方針である。

図4-1-4 降下ばいじん量 (1)年間平均値の経年変化



(2)月間平均値の経月変化



(3) 測定地点別年間平均値及び月間最高値

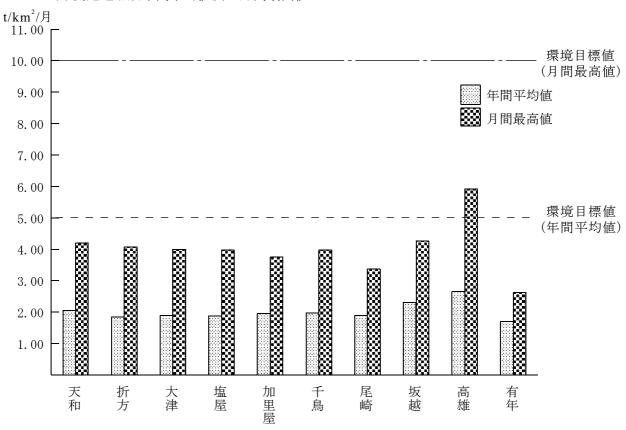


表4-1-6 降下ばいじん(総量) 測定結果(平成29年度)

単位 : t/km²/月

														<u> </u>	C/ IXIII /	/ -
地	点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
天	和	2. 42	1.61	4. 20	2. 43	2.48	2.41	1.91	1.03	0.87	1. 33	2.41	1. 59		0.87	2.06
折	方	2. 34	1.85	3.61	2.09	4.07	1.44	2.07	1.09	0.83	0.93	1.89	1.75	4.07	0.83	1.85
大	津	1. 71	1.64	3.04	1.69	1. 26	2.02	4.00	1. 29	1.02	1.34	2. 58	1.08	4.00	1.02	1.89
塩	屋	3. 44	1. 95	3.97	2.00	1.40	1. 16	0.72	1. 16		1. 43	2. 29	1. 92	3. 97	0.72	1.88
加!		3. 32	2.08	3.75	2. 12	2. 32	1.11	1. 24	1. 13		1.70	2. 18	1.62	3. 75	0.85	1.95
千	鳥	2. 34	欠測	3.97	1.84	1. 27	1.45	2.68	1. 20	1. 22	1.63	2. 51	1.72	3. 97	1.20	
尾	崎	1.86	2.02	3. 21	2.08	1. 99	1. 37	3. 37	0.85	0.84	1.44	1.94	1. 78	3. 37	0.84	1.89
坂	越	3. 85	2. 12	4. 26	2.08	1.64	3.05	2.63	1. 19	1. 15	1.64	2. 13	2.05	4. 26	1.15	2.31
高	雄	5. 92	1.94		2. 26	2. 39	3. 19	2.79	1. 19	0.67	1. 21	2.40	2.30	5. 92	0.67	2.65
有	年	2. 10	1.61	欠測	2.62	1.74	2. 52	2. 32	0.71	0.67	0.49	1. 99	1.94		0.49	1.70
最	高	5. 92	2. 12	5. 59	2. 62	4.07	3. 19	4.00	1. 29	1. 22	1.70	2. 58	2. 30	5. 92		
最	低	1.71	1.61	3.04	1.69	1. 26	1. 11	0.72	0.71	0.67	0.49	1.89	1.08		0.49	
平	均	2. 93	1.87	3.96	2. 12	2.06	1.97	2.37	1.08	0.92	1. 31	2. 23	1. 78			2.03

表4-1-7 降下ばいじんに係る環境目標値の達成状況

測定点	有効測定月数 (月)	月間値の最高値 (t/km²/月)	年 平 均 値 (t/km²/月)	月間値が10 t を超えた月数
天 和	12	4. 20	2.02	0
折方	12	4.07	1.85	0
大津	12	4.00	1.89	0
塩屋	12	3. 97	1.88	0
加 里 屋	12	3. 75	1. 95	0
千 鳥	11	3. 97	1. 98	0
尾崎	12	3. 37	1.89	0
坂越	12	4. 26	2. 31	0
高 雄	12	5. 92	2.65	0
有 年	11	2.62	1.70	0

表4-1-8 降下ばいじん量(溶解性)測定結果(平成29年度)

単位: t/Km²/月

地	点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
天	和	1.30	0. 79	2.55	1. 27	0.81	1. 27	1.39	0.71	0. 55	0.73	1.38	0.83	2.55	0.55	1. 13
折	方	1.06	0.81	2.44	1.21	3.02	0. 55	1.83	0. 78	0.57	0.32	0.89	1. 11	3.02	0.32	1. 10
大	津	0.49	0.80	1.99	1.07	0.61	1. 49	3.64	0.85	0.57	0.65	1.37	0.54	3.64	0.49	1. 17
塩	屋	1.77	0.81	2. 25	1.09	0.47	0.44	0.50	0.78	0.53	0.77	1.00	1.20	2. 25	0.44	0.97
加里	1 屋	1.45	0.77	2.34	1. 18	1.41	0. 13	0.91	0.79	0.60	0.81	1.31	0.90	2.34	0.13	1.05
千	鳥	1.32	欠測	2.76	1.05	0.49	0. 92	2.45	0.80	0.65	0.41	0.97	0.98	2.76	0.41	1. 16
尾	崎	0.23	0.87	1.92	1. 13	1.05	0.82	3. 17	0.65	0.49	0.80	1.01	1.20	3. 17	0.23	1. 11
坂	越	1.56	0.94	2.56	1. 13	0.83	2.04	2.04	0.82	0.75	0.67	0.99	1.29	2.56	0.67	1.30
高	雄	3.72	1.02	3.81	1. 26	1.47	1.87	2.34	0. 79	0.45	0.62	1.15	1. 57	3.81	0.45	1.67
有	年	1.29	0.90	欠測	1.63	1.02	1.64	2. 18	0.59	0.53	0.14	0.75	1.14	2. 18	0.14	1.07
最	高	3.72	1.02	3.81	1.63	3.02	2.04	3.64	0.85	0.75	0.81	1.38	1. 57	3.81		
最	低	0.23	0.77	1. 92	1.05	0.47	0. 13	0.50	0. 59	0.45	0.14	0.75	0.54		0.13	
平	均	1.42	0.86	2. 52	1. 20	1.12	1. 12	2.05	0.76	0. 57	0. 59	1.08	1.08			1. 18

表4-1-9 降下ばいじん量(不溶解性)測定結果 (平成29年度)

単位: t/Km²/月

地	点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
天	和	1.12	0.82	1.65	1. 16	1.67	1. 14	0.52	0.32	0.32	0.60	1.03	0.76	1.67	0.32	0. 93
折	方	1.28	1.04	1.17	0.88	1.05	0.89	0.24	0.31	0. 26	0.61	1.00	0.64	1. 28	0.24	0.75
大	津	1.22	0.84	1.05	0.62	0.65	0.53	0.36	0.44	0.45	0.69	1.21	0.54	1. 22	0.36	0.72
塩	屋	1.67	1. 14	1.72	0.91	0.93	0.72	0.22	0.38	0.52	0.66	1.29	0.72	1.72	0.22	0.91
加雪	星屋	1.87	1.31	1.41	0.94	0.91	0. 98	0.33	0.34	0.25	0.89	0.87	0.72	1.87	0.25	0.90
千	鳥	1.02	欠測	1.21	0.79	0.78	0. 53	0.23	0.40	0.57	1. 22	1.54	0.74	1.54	0.23	0.82
尾	崎	1.63	1. 15	1. 29	0.95	0.94	0. 55	0.20	0.20	0.35	0.64	0.93	0.58	1.63	0.20	0.78
坂	越	2.29	1. 18	1.70	0.95	0.81	1.01	0.59	0.37	0.40	0.97	1.14	0.76	2. 29	0.37	1.01
高	雄	2.20	0.92	1.78	1.00	0.92	1. 32	0.45	0.40	0. 22	0. 59	1.25	0.73	2. 20	0.22	0.98
有	年	0.81	0.71	欠測	0.99	0.72	0.88	0.14	0.12	0.14	0.35	1.24	0.80	1. 24	0.12	0.63
最	高	2.29	1. 31	1. 78	1. 16	1.67	1. 32	0.59	0.44	0.57	1. 22	1.54	0.80	2. 29		
最	低	0.81	0.71	1.05	0.62	0.65	0. 53	0.14	0.12	0.14	0.35	0.87	0.54		0.12	
平	均	1.51	1.01	1. 48	0.92	0.94	0.86	0.33	0.33	0.35	0.72	1.15	0.70			0.85

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気環境中における微小粒子状物質 (PM2.5) については、平成25年11月から、 県により微小粒子状物質測定機が市役所庁舎に設置され、測定が開始された。県下41カ所 (平成29年度)にて測定されている測定機からの値は県へ集約され、1時間ごとに県ホー ムページにて公表されている。一方、県下の地域を測定地点のエリアごとに6地区に区分し、 各地点のPM2. 5の濃度が注意喚起情報の発信基準(最下欄参照)を超えるような場合に は、県からその地域に対して注意喚起情報が発信される。

赤穂市は、姫路市、たつの市、相生市など11市町を含む播磨西部地域に区分されている が、測定が開始された平成25年11月以降、赤穂市が属する播磨西部地域への注意喚起情 報の発信は無い。 (表4-1-12)

表4-1-10 平成29年度 微小粒子状物質測定結果(年間値)

測定局	有効測定日数	平均値(μg/m3)	日平均値の 年間98%値(μg/m3)	日平均値が35μg/m3を 超えた日数	日平均値が35μg/m3を 超えた日数の有効測定日数 に対する割合
市役所	362	11.2	29.9	3	0.008

出典:「ひょうごの環境 兵庫県大気環境の状況(兵庫県)」

表4-1-11 平成29年度 微小粒子状物質測定結果(月間値)

(単位: μ g/m3)

測定局	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
市役所	有効測定日数	30	30	30	31	31	30	31	29	31	31	27	31	362
11.124271	平均値(µg/m3)	11.0	13.8	11.5	13.3	11.3	10.4	8.8	12.8	8.5	8.7	12.0	12.9	11.3
	日平均値の最高値(μg/m3)	20.7	27.6	23.2	25.6	27	34.2	35	32.9	23.5	27.2	26.6	45.1	45.1
	日平均値が35μg/m3を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3

出典:「ひょうごの環境 兵庫県大気環境の状況(兵庫県)」

表4-1-12 播磨西部地区における微小粒子状物質の注意喚起情報の発信状況

												(単位: 日)
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

〈注意喚起情報の発信について〉

- (1) 発信基準
 - ① 午前5時から7時の1時間値の平均が85μg/m3を超えた場合 (各地域内の全測定局の上記1時間値全てを平均して判断する。)
 - ② 午前5時から12 時の1時間値の平均が80 μg/m3 を超えた場合 (各地域内の全測定局の上記1時間値を測定局毎に平均し、その最大値で判断する。)
 - ③ ①及び②の他、日中の濃度上昇や気象状況等により日平均値が70μg/m3を超えるおそれのある場合
- (2) 地域区分

県下を6地域(神戸・阪神、播磨東部、播磨西部、但馬、丹波、淡路)に区分 播磨西部地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町、相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町)

(7) 市内放射線測定結果

市内における放射線の測定については、平成 2 4年 3 月より市役所本庁舎と有年公民館で測定を開始した。平成 2 9年度からは市役所本庁舎にて毎月 1 回測定を行っており、測定値については、0. 0 8 \sim 0. 0 9 マイクロシーベルト/時で推移しており、大きな変動は無い状態である。また、測定結果については放射線測定後、市ホームページにおいて随時公表を行っている。

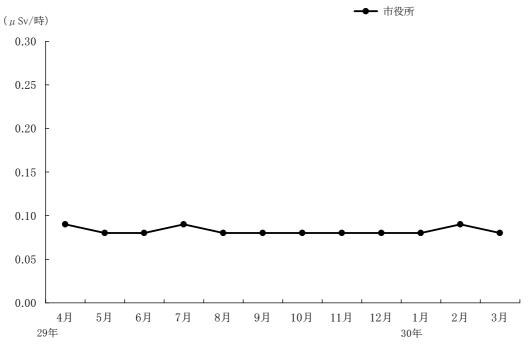
現在測定結果において、自然界に存在するといわれている放射線量(2.4ミリシーベルト/年(0.27マイクロシーベルト/時))を超える値は観測されていない。

表4-1-13 平成29年度 放射線測定結果

(単位: μ Sv/時)

											(+14.7	201/ 19/
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市役所	0.09	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	0.08

図4-1-5 地点別放射線測定値における経月変化



2. 大気汚染物質調査

大気の汚染に係る環境基準については、これまでに二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントおよび二酸化窒素について、それぞれ設定されているとろであるが、平成9年2月にこれら5物質以外に特に健康リスクが高いと評価される物質であるベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが、次いで平成13年4月にジクロロメタンの環境基準が設定された。

こうした状況から、本市においてもこれらの物質の実態を把握するため調査を実施した。 結果については、次表に示すとおり全て環境基準以下であった。

(調査地点:市役所 平成29年10月18日~19日)

測 定 項 目	単位	測定結果	環境基準
ベンゼン	μ g/m 3	0.54	3 以下
トリクロロエチレン	μ g/m 3	0. 081	200 以下
テトラクロロエチレン	μ g/m 3	0. 033	200 以下
ジクロロメタン	μ g/m 3	0.34	150 以下